

令和5年度第3回帯広市地域密着型サービス運営委員会議事概要

日 時 令和6年2月19日（月）19時00分～19時54分

開催方法 帯広市役所10階 第3会議室（帯広市西5条南7丁目1番地）

出席委員名 佐藤委員、鈴木委員、但木委員、道下委員、鳴海委員、野尻委員、長谷川委員（五十音順）
事務局

地域福祉課 永田課長、藤本課長補佐、西端係長、北野主査、佐々木主任、山本係員

介護高齢福祉課 佐藤課長、野原主幹、高橋課長補佐、渡辺係長

1 会議結果

1) **報告事項1** 地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定状況について（地域福祉課）

資料**報告事項1**に基づき、令和6年2月1日現在の指定状況について報告した。

2) **報告事項2** 第九期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における地域密着型サービスの整備について（介護高齢福祉課：口頭報告）

令和6年度からの第九期計画中に、地域密着型を含む新たな施設整備については、給付と保険料のバランス、さらには介護人材の確保が困難である状況を総合的に判断し、施設整備は行わず、これまでの基盤整備の効果を検証する期間とすることを報告した。

以下、主な理由

- ・事業者への意向調査を行い、新たに施設整備をするための介護人材の確保が困難であると声があがったこと
- ・令和5年6月末時点の特養待機者数の調査において、待機者が565人のうち早急に入居を希望する要介護度が3以上の待機者が218人、かつ居宅の待機者は55人という結果だったこと
- ・これまで計画的に施設整備を進めてきたこと
- ・民間施設の増加によって特養待機者がピーク時の約半数となったこと
- ・2040年頃には高齢者の人口がピークアウトを迎えること
- ・第九期計画においては、介護給付費の増加に伴う介護保険料の増加が見込まれていること

3) **協議事項1** 帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）について（地域福祉課）

資料**協議事項1**に基づき、条例等の一部改正（案）について報告した。

2 主な質疑、意見等の概要

協議事項 1

□協力医療機関との連携体制の構築については、医療機関の病床の確保など負担が大きいと感じますが、国が示している内容なのであれば従うしかないですね。(委員)

□先ほどの意見なども踏まえて、あらかじめ帯広市において、勘案して参酌すべき基準としたという認識でよろしいでしょうか。(委員)

→国で示されたもの以外に帯広市では地域の実情に合わせて参酌すべき意見が出なかったことから、基準のとおり条例の改正(案)を作成しました。(事務局)

□今回のコロナを経て医療機関との連携を密接に行う必要性を感じましたが、受け入れ等が難しい時もありますよね。医療側からご意見はありますか。(委員)

□やらざるを得ないことではあるんですが、医療機関としては、病床の確保等を明記されると負担が増える医療機関が出てくると思います。(委員)

□参酌すべき基準というのは、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものであり、従うべき基準である管理者要件などについては、Q&A が出る前になるが見解に相違がないか、帯広市へ確認の問い合わせをさせていただきました。

参酌すべき基準に該当する内容については、今後の全国の共通の事例を踏まえて帯広市と協議していきたいと思います。(委員)

□第2種医療機関について伺います。(委員)

→第2種医療機関は厚生病院だけになります。(事務局)

□十勝管内で厚生病院があることは大きいですね。(委員)

3 その他

次回の開催について、地域包括支援センター運営協議会と合わせ、令和6年5月下旬に定例開催を予定している。会長と日程調整し、各委員に通知する。

以上 19時54分 閉会